

令和7年4月（第4回）

## 益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

## 益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年4月10日（木）午後2時00分～

2. 開催場所 JAかみましき益城支所 2階大ホール

### 3. 出席委員（14名）

1番	井川 寿範（筆頭代理）	2番	農政憲（次席代理）
3番	坂上 孝司	4番	里見 勝則
5番	北野 洋一	6番	松本 功
7番	西村 誠志	8番	守江 勉
9番	宮本 一義	10番	富永 芳弘
11番	下山 和之	12番	吉村 武幸
13番	吉田 一浩	14番	松本 三千輝（会長）

### 4. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員について  
日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について  
日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について  
日程第4 議案第1号 農地の権利移動の許可申請について  
日程第5 議案第2号 農地の転用のための許可申請について  
日程第6 議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について  
日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）（農地中間管理機構分）について  
日程第8 議案第5号 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について  
日程第9 令和7年 第5回 委員会の日時について

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩本 武継	農地係長	松本 まゆみ
主査	井 敦子	主査	堀田 章一郎

## 7. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和7年第4回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、農業委員14名全員出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、松本会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。

1番井川寿範委員、12番吉村武幸委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、8番守江勉委員に調査をいただいております。  
補足説明をお願いします。

(8番委員)

調査報告いたします。

4月4日に堀部推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、  
トラクター・草刈機・田植機・コンバインを所有しております問題ありません。

主に生産される作物は水稻、栗で、申請地には水稻を作付するとの事です。

取得後の農地の面積については、21, 170. 91m<sup>2</sup>となり、地域計画の  
扱い手にも位置付けられています。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているの  
で問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を  
よろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号1番について、守江勉委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

### 《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、10番富永芳弘委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(10番委員)

調査報告いたします。

4月1日に舛田推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・田植機・コンバイン・耕耘機・乾燥機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、赤茄子、すいか、露地野菜で、申請地には赤茄子を作付するとの事です。

取得後の農地の面積については、32, 774 m<sup>2</sup>となり、地域計画の担い手にも位置付けられています。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号2番について、富永芳弘委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

### 《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましては、11番下山和之委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(11番委員)

調査報告いたします。

4月2日に吉田推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・ラジコン動噴・乗用モア・管理機・トラックを所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、栗、野菜、ぶどうで、申請地には栗を作付するとの事です。

取得後の農地の面積については、19, 761 m<sup>2</sup>ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号3番について、下山和之委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

## 《全員拳手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、所有権移転の部 権利取得者が農地所有適格法人につきまして、番号1番は私の方で調査をしております。

補足説明をいたします。

(14番委員)

調査報告いたします。

4月6日に赤星推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクターを所有しており問題ありません。

主に生産される作物は大根、人参、ミニトマト、水稻、飼料作物で、申請地にはミニトマトを作付するとの事です。

取得後の農地の面積については、84, 184 m<sup>2</sup>ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号1番について、補足説明をいたしました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の拳手をお願いしたいと思います。

## 《全員拳手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請につきましてご説明いたしました。

番号1番につきましては、10番富永芳弘委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(10番委員)

4月1日に舛田利巳推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請人が貸駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について、申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、住宅、事業用地、及び公共施設が連たんする区域内にある第3種農地となっており、転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地には進入路がありませんが、近隣の地権者からの通行同意書が提出されております。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、番号1番について、富永芳弘委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

### 《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

### 《議案第3号を説明》

(議長)

只今、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための許可申請につきましてご説明いたしました。

番号1番につきましては、3番坂上孝司委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(3番委員)

4月2日に岡本紀昭推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、譲受人が宅地分譲を目的とした特定建築条件付売買予定地の案件でございます。

転用許可基準について、申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、他に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

開発行為の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

(議長)

只今、番号1番について、坂上孝司委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

### 《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、3番坂上孝司委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(3番委員)

4月2日に岡本紀昭推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、譲受人が宅地分譲を目的とした特定建築条件付売買予定地の案件でございます。

当該地には既に砂利が敷設されており、今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

転用許可基準について、申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、他に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

開発行為の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、番号2番について、坂上孝司委員より補足説明をいただきました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）（農地中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。  
それでは、賃借権設定の部及び使用貸借権設定の部についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、所有権移転の部 番号1番につきまして、3番坂上孝司委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(3番委員)

報告いたします。

3月19日に譲受人と熊本県農業公社、松本会長、岡本推進委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、水稻・麦・大豆を中心に農業経営を行っており、耕作面積は10町ほどあります。

今回の申請地は、譲受人が借り入れて耕作していた農地ということもあります。この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、促進計画で地域計画の担い手に位置付けられているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議、宜しくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号1番について、坂上孝司委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、番号2番につきまして、3番坂上孝司委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(3番委員)

報告いたします。

3月19日に譲受人と熊本県農業公社、松本会長、岡本推進委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、水稻・ミニトマトを中心に農業経営を行っており、耕作面積は3町ほどあります。

今回の申請地は、譲受人が借り入れて耕作していた農地ということもあり、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、促進計画で地域計画の担い手に位置付けられているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議、宜しくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号2番について、坂上孝司委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、番号3番につきまして、3番坂上孝司委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(3番委員)

報告いたします。

3月19日に譲受人と熊本県農業公社、松本会長、岡本推進委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、水稻・大豆・小麦・ダイコンなどを中心に農業経営を行っており、耕作面積は4町ほどあります。

今回の申請地は、譲受人が家族で借り入れて耕作していた農地ということもあります。この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、町外者のため現在、促進計画で地域計画の担い手に位置付けられてはいませんが、今後変更予定との町からの意見書も付されているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議、宜しくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号3番について、坂上孝司委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第8 議案第5号 令和7年度最適化活動の目標設定等（案）について、事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号を説明》

(議長)

ただいま、議案第5号につきまして説明いただきました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 令和7年第5回委員会の日時について申し上げます。

次回は5月9日、午後2時よりJAかみましき益城支所 2階大ホールで開催いたします。

皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

以上、用意いたしました案件につきましては終了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を井川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年4月10日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員